

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第96号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3京都市立病院の項中「1,000」を「1,500」に改め、同表文書料の項中「500」を「600」に、「1,500」を「1,800」に、「3,000」を「3,600」に、「4,000」を「4,800」に、「1,000」を「1,200」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書、証明書又は意見書に係る文書料については、なお従前の例による。

(京都市立病院事務局管理課)